

農業生産法人としての事業等の状況（別紙）

<農地法第2条第3項第1号関係>

1-1 事業の種類

区分	農 業		左記農業に該当しない事業の内容	備 考
	生産する農畜産物	関連事業等の内容		
現在 (実績又は見込み)	野菜（レタス、トマト）、水稻	水稻作業受託、直売所、 トマトジュース製造	太陽光発電による売電	
権利取得後 (予定)	野菜（レタス、トマト）、水稻	水稻作業受託、直売所、 トマトジュース製造	太陽光発電による売電	

1-2 売上高

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業	備 考
3年前(実績)	45,000,000	2,000,000	
2年前(実績)	48,000,000	2,000,000	
1年前(実績)	50,000,000	2,100,000	
申請日の属する年 (実績又は見込み)	50,000,000	2,000,000	
2年目(見込み)	55,000,000	2,500,000	
3年目(見込み)	60,000,000	2,500,000	

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員すべての状況（組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。また、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社である場合には、当該承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し（その有する議決権を記載したもの）を添付してください。）

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地保有合理化法人、地方公共団体、農協、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況					備 考
		農地等の提供面積		農業への従事状況		農作業の委託の状況	
		権利の種類	面 積	直近実績	見込み		
〇〇 〇〇	100	賃借権	5,000 m ²	年間 12ヶ月	年間 12ヶ月		
△△ △△	100		m ²	年間 8ヶ月	年間 8ヶ月		
□□ □□	70		m ²	年間 10ヶ月	年間 10ヶ月		
			m ²	年間 ヶ月	年間 ヶ月		
			m ²	年間 ヶ月	年間 ヶ月		

(記載要領)「農業への従事状況」には、その法人が農業（労務管理や市場開拓等を含む。）を行う期間のうちその者が当該事業に参画・関与している期間を記載してください。

議決権の合計	270	その法人が農業（労務管理や市場開拓等を含む。）を行う期間	年間 12 ヶ月
農業関係者の議決権の割合	90		

(2) 関係事業者（法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等）

氏名又は名称	議決権の数	取引関係等の内容(法人との連携について農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容)
◆◆ ◆◆	30	

議決権の合計	30
関連事業者等の議決権の割合	10

(留意事項)

- 1 関連事業者がいる場合には、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付してください。
- 2 「農商工連携法等の法律に基づく認定」は、食品流通構造改善促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、米穀の新用途への利用の促進に関する法律のいずれかに基づく認定です。
- 3 「農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合」には、いずれかの認定を受けたことを証する書面を添付してください。

様式第4号（裏面）

<農地法第2条第3項第3号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する役員すべての状況

(1) 農業（労務管理や市場開拓等を含む。）への従事状況

氏名	住所	役職	農業への従事状況				備考
			直近実績		見込み		
			直近実績	見込み	直近実績	見込み	
〇〇 〇〇	観音寺市●●町●●番地	代表取締役	年間 12ヶ月	年間 12ヶ月			
△△ △△	観音寺市●●町●●番地	取締役	年間 8ヶ月	年間 8ヶ月			
□□ □□	観音寺市●●町●●番地	取締役	年間 10ヶ月	年間 10ヶ月			
			年間 ヶ月	年間 ヶ月			

(記載要領)「農業への従事状況」には、その法人が農業（労務管理や市場開拓等を含む。）を行う期間のうちその者が当該事業に参画・関与している期間を記載してください。

その法人が農業（労務管理や市場開拓等を含む。）を行う期間

年間 12ヶ月

(2) 「農作業への常時従事」が有ると記載された理事、取締役又は業務を執行する役員の農作業への従事状況

(※該当する期間を役員等ごとに、直近実績は ←→ で、見込みは ←---→ で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間	←-----→											
その者が農作業に常時従事する期間	←-----→											

(注)「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にあることです。

(記載要領)

- 「1-1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 「1-1 事業の種類」の「関連事業等」とは、
 - 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業
 - 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - 農業生産に必要な資材の製造
 - 農作業の受託
 - 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - 農業と併せ行う林業
 - 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業です。
- 「1-2 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
 「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。
- 「2(1)農業関係者」欄には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合は、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。
 複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 「2(2)関連事業者」の「取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載してください。

上記内容について調査したところ相違ないことを確認した。

令和 年 月 日

農業委員会会長

印

調査確認者職氏名(※)

(※) 本人による署名に代えて、記名押印することもできます。